

令和5年度
新規事業です！

令和5年度私立学校 授業目的公衆送信補償金助成事業のご案内

ICT を活用した教育での著作物利用の円滑化を図るため、授業の過程で著作権が及び著作物の利用を行う場合に学校が負担する授業目的公衆送信補償金に係る経費を助成します

◇助成対象学種◇

都内の私立小学校、中学校、高等学校（全日制課程・定時制課程）

◇助成対象経費◇

当該年度に実施される授業の過程で著作権が及び著作物の利用を行う場合に学校が負担する著作権法第35条第2項が規定する授業目的公衆送信補償金額

◇助成率◇

10分の10



◇助成対象事業の実施時期◇

令和5年4月1日から令和6年2月29日までに一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）へ授業目的公衆送信補償金の支払いが完了するもの

◇申請期間◇

令和5年9月1日（金）～令和5年9月29日（金）消印有効

SARTRAS への
申請期限は7月
31日です

※授業目的公衆送信補償金規程第4条に基づく申請による場合は
令和6年1月4日（木）～令和6年1月31日（水）消印有効

申請書等を作成の上、郵送にてご申請ください。様式は当財団ホームページからダウンロードできます。

◇助成金の交付決定、交付の時期◇

助成金交付決定通知書送付：令和6年3月中旬（予定）

助成金交付：令和6年3月下旬（予定）

◇お問合せ先◇

事業内容の詳細は、財団ホームページをご覧ください。また、個別事前相談を実施しておりますので、ご希望がございましたら、是非お申込みください。その他ご不明な点については、下記問い合わせ先まで。



URL <https://www.shigaku-tokyo.or.jp/>

私学財団 助成事業

検索

公益財団法人東京都私学財団 振興部振興課

〒162-0823

東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ11階

☎03-5206-7923

振興課専用FAX：shinko-joseikin@shigaku-tokyo.or.jp